

技術的基準等の考え方

- 5 - 1 技術的基準
 - ・土地の形質の変更
 - ・土石の堆積（一時堆積）
- 5 - 2 許可対象規模
- 5 - 3 中間検査の特定工程（フロー）
- 5 - 4 その他

5 - 1 技術的基準

5 - 1 技術的基準

- ・土地の形質の変更
- ・土石の堆積（一時堆積）

5 - 2 規制対象規模

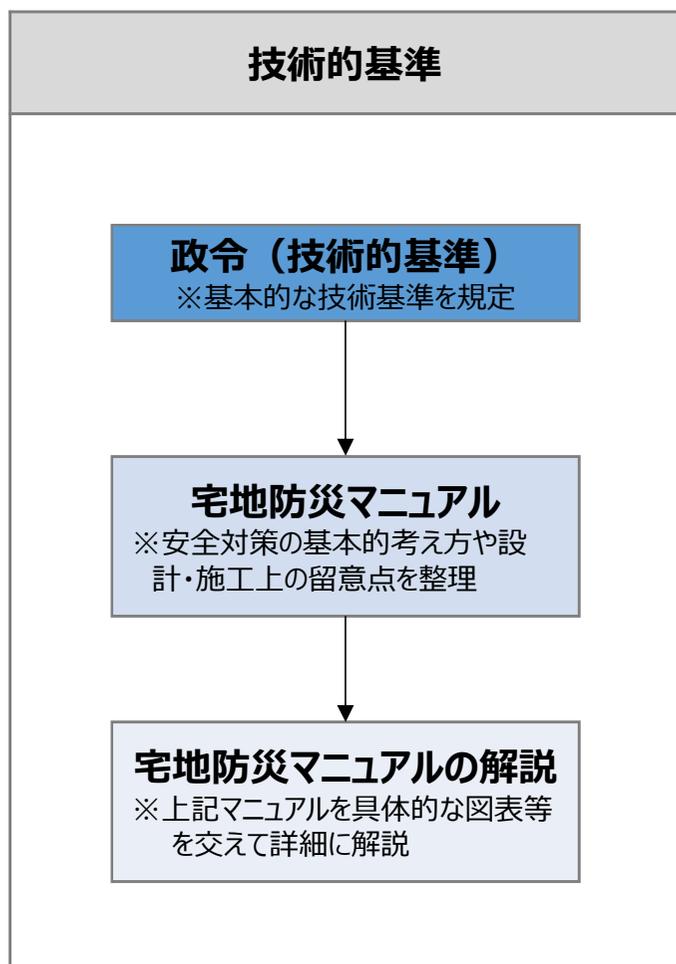
5 - 3 中間検査の特定工程（フロー）

5 - 4 その他

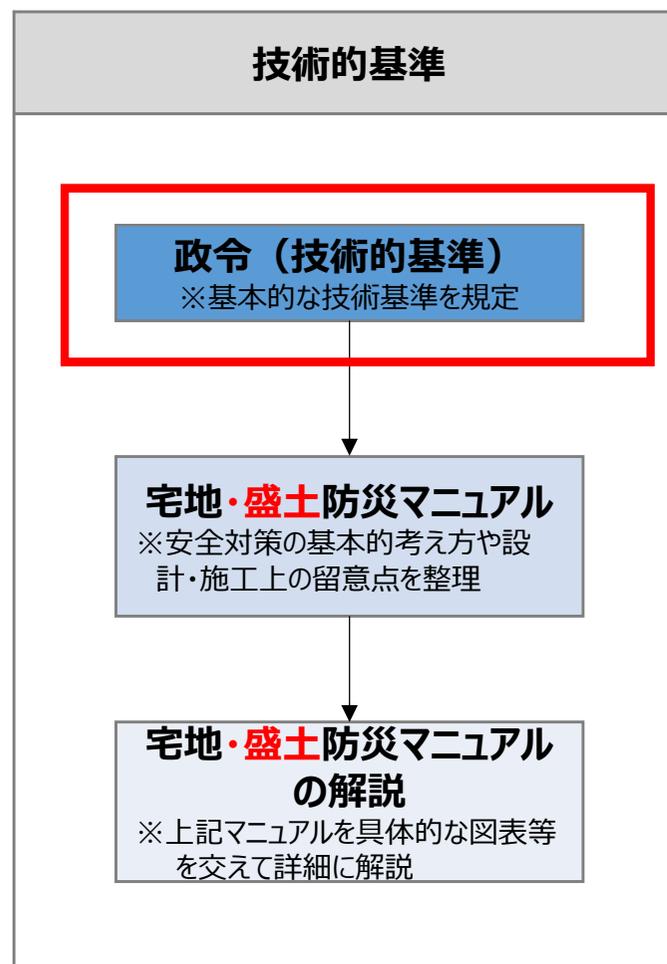
技術的基準に関する法令・マニュアル等の関係

- 各規制区域における「土地の形質の変更」及び「土石の堆積（一時堆積）」に関する基本的な技術基準を規定する技術的基準（政令）を検討。
- 技術的基準（政令）検討後、その内容を踏まえ「宅地・盛土防災マニュアル」及び「同解説」を検討・策定。

現宅造法



盛土規制法



検討事項

- **宅地造成等規制法**の技術的基準は、**市街地等での宅地造成**による災害を防止するための規定。
- **盛土規制法**は、宅地造成等規制法に比べ規制区域や規制対象が拡大したことから、**宅地造成等規制法の技術基準を基本**としつつ**関係法令等の技術的基準を踏まえ検討**する。
- **森林の場の有する特性**（地形、地質、湧水等）が盛土等の安定性に及ぼす影響や、太陽光発電など**様々な開発形態等の観点**からの検討も必要。
- 営農活動などの土地利用の実態についても精査が必要。

	政令による技術的基準	(ガイドライン等)	規制対象行為
現宅造法	宅地造成等規制法施行令	・宅地防災マニュアル	宅地造成
(参考) 関係法令等における要求事項			
森林法	—	・開発行為の許可基準の運用について ・開発行為の許可基準の運用細則について ※ <u>現在、基準の見直しを検討中</u>	林地開発（1ha超）
土地改良法	—	・土地改良事業計画技術基準（農道） ・土地改良事業計画技術基準（ほ場整備）	農道整備、ほ場整備等
		・土地改良事業計画技術基準（農地地すべり防止対策）	地すべり防止施設
砂防三法	—	・砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）	宅地造成等
		・新・斜面崩壊防止工事の設計と実例—急傾斜地崩壊防止工事技術指針—	急傾斜地の崩壊防止施設
その他	—	・傾斜地設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン	太陽光発電設備

各区域の盛土等の種別に応じた技術的基準の概要（案）

- 特に特定盛土等規制区域においては地形等の特性を踏まえた技術的基準が必要。
- 区域指定の仕方により、宅地造成等工事規制区域においても山地等の斜面地が想定され、特定盛土等規制区域で求められる技術基準を満たす必要がある。
- 宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の技術基準は同一とする。

行為	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○地盤の安全性確保 ○擁壁の設置 ○排水施設の設置 ○崖面・<u>崖面以外の傾斜地</u>の侵食防止 	左に同じ
土石の一時堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○地盤の安全確保 ○周辺の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・（イ）～（ニ）のうち1以上による安全確保 <ul style="list-style-type: none"> （イ）十分な保安帯の確保 （ロ）勾配、高さ及び保安帯の確保 （ハ）土留め工の設置 （ニ）その他 ・境界柵の設置 ○地表水流出入防止措置 	左に同じ

※技術的基準に係る基本的な考え方や設計・施工上の留意点については、マニュアル等で記載することとし、その際には、森林の場の有する特性や開発形態への留意が必要。

森林の場の有する特性等を踏まえた盛土等の安全対策の検討方向（案）

森林の場の特性（例）	想定される地盤・盛土等への影響	安全対策の検討方向
<p>地形 （集水地形（凹斜面、谷・沢）、急傾斜、長大斜面等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、集水地形では降雨時等に表面流や地下水等の流水が集中し易く、間隙水圧の上昇等により土質強度が低下し、斜面が不安定化。 ・急傾斜・長大斜面にあつては、浸透水の影響や支持力不足等により盛土が不安定化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水を安全に流下させるための排水施設（暗渠含む）の適切な選定及び配置。 ・盛土にあつては十分な締固めの実施及び適切な法面の高さや勾配の設定。 ・切土にあつては適切な法面の高さや勾配の設定。
<p>地質（土質） （風化土壌・破碎層、流れ盤、崩積土、崖錐、砂質・粘性土、地すべり性状 等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脆弱な地質（土質）構造を有する地盤においては、流水や外力の作用により、斜面が不安定化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面を安定させるための土留等の基礎工作物の適切な設置。 ・基礎地盤の安定性確保のため、地盤の段切り、地盤改良、埋設工、排水施設等の基礎地盤の処理。
<p>その他 （森林植生の喪失 等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土等のために、支障となる樹木を伐採・抜根した場合、土砂崩壊・流出抑止等の効果が失われ、斜面が不安定化。 ・広範囲の切土による風化層や流れ盤、脆弱土壌の露出により、雨水侵食や風化が進行し、斜面が不安定化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面保護のための伏工、表面流を分散させるための柵工、筋工、表面侵食防止・斜面安定を図る植生工等の導入。

5 - 1 技術的基準

・土地の形質の変更

- 5 - 1 技術的基準
 - ・土地の形質の変更
 - ・土石の堆積（一時堆積）
- 5 - 2 許可対象規模
- 5 - 3 中間検査の特定工程（フロー）
- 5 - 4 その他

土地の形質の変更の技術的基準（政令）（案）

【地盤の安定性確保】

	根拠	規定	備考
盛土規制法	政令	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の締め固め ・盛土上面の排水勾配 ・滑りやすい地盤の補強 ・地山の段切り（急傾斜地） 	脆弱な基礎地盤の安定性確保、地盤が液状化するおそれのある場合の適切な対応等について、マニュアルの記載の改定を検討
（参考）関係法令等における要求事項			
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の許可基準の運用について ・開発行為の許可基準の運用細則について ※見直し検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の締め固め ・地盤の段切り、地盤の土の入れ替え ・埋設工の設置、排水施設の設置 	※検討されている基準見直し内容も今後確認
土地改良法	・土地改良事業計画技術基準（農道）	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすい地盤面の補強（軟弱地盤対策、地すべり対策） ・液状化の危険性のある地盤の対策 	
	・土地改良事業計画技術基準（ほ場整備（水田））	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の十分な転圧 ・畦畔法尻における湧水処理 	
	・土地改良事業計画技術基準（農地地すべり防止対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎地盤の破壊や地すべりの誘発等について十分な検討を行い、必要な対策を講じる 	
砂防三法	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案） 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の締め固め ・地すべりに対する防止対策 ・地山の段切り（急傾斜地） ・溪流部での盛土の規制 	⇒マニュアル等への記載の要否を検討
	<ul style="list-style-type: none"> ・新・斜面崩壊防止工事の設計と実例―急傾斜地崩壊防止工事技術指針― 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載なし 	
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜地設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連条例・施行規則や林地開発許可規準について準拠 	

土地の形質の変更の技術的基準（政令）（案）

【盛土等の形状】

	根拠	規定	備考
盛土規制法	政令	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土上面の排水勾配 ・地表水等の浸透による緩み等が生じない措置 ・高さ1m超等の盛土による崖◆を生じる場合は擁壁を設置 	<p>マニュアルから政令への記載の変更も含めて記載内容を引き続き検討</p> <p>※現行マニュアルの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面勾配は30度以下 ・斜面には一定高さごとに小段設置
（参考）関係法令等における要求事項			
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の許可基準の運用について ・開発行為の許可基準の運用細則について ※見直し検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面勾配は30度以下※ ・斜面には一定高さごとに小段設置 ※擁壁を設置する部分は斜面勾配は適用除外 	※検討されている基準見直し内容も今後確認
土地改良法	・土地改良事業計画技術基準（農道）	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面勾配は安定解析または基礎地盤の地質・土質、材料の性質、法面保護工の種類等を考慮して設定 ※擁壁を設置する部分は斜面勾配は適用除外 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの</p> </div>
	・土地改良事業計画技術基準（ほ場整備（水田））	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔法面の構造、形状は、地域の土質、区画間段差に基づき検討 	
	・土地改良事業計画技術基準（農地地すべり防止対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の高さ、斜面勾配は盛土材料や施工条件を考慮し決定 	
砂防三法	・砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の高さ15m以下、法面勾配は盛土高・盛土材料を考慮して決定 ・斜面には一定高さごとに小段設置 	
	・新・斜面崩壊防止工事の設計と実例一急傾斜地崩壊防止工事技術指針一	—	
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜地設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災マニュアルと同様の記載 	

土地の形質の変更の技術的基準（政令）（案）

たたき台

【擁壁の設置】

	根拠	規定	備考
盛土規制法	政令	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ1m超等の盛土による崖◆を生じる場合は擁壁を設置 ・擁壁は構造計算等により設計 ・擁壁には水抜き穴等を設置 	斜面を安定させるための土留等の基礎工作物についての他の基準を参照し記載内容を引き続き検討
（参考）関係法令等における要求事項			
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の許可基準の運用について ・開発行為の許可基準の運用細則について ※見直し検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・法面勾配が30度より急で高さ1m超の盛土の場合は擁壁を設置 ・擁壁は構造計算等により設計 ・擁壁には水抜き穴等を設置 	※検討されている基準見直し内容も今後確認 ◆ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
土地改良法	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業計画技術基準（農道） ・土地改良事業計画技術基準（ほ場整備（水田）） ・土地改良事業計画技術基準（農地地すべり防止対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は構造計算等により設計 ・擁壁には水抜き穴等を設置（技術書に記載） 	
砂防三法	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案） ・新・斜面崩壊防止工事の設計と実例―急傾斜地崩壊防止工事技術指針― 	— <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は構造計算等により設計 ・擁壁には水抜き穴等を設置 	
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜地設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 	宅地防災マニュアルを準拠	

土地の形質の変更の技術的基準（政令）（案）

たたき台

【排水施設の設置】

	根拠	規定	備考
盛土規制法	政令	<ul style="list-style-type: none"> ・地表水や地下水を適切に排除する管渠等を設置 ・盛土内排水工の設置 	<p>降雨や地震による盛土の崩落防止のためには、盛土内排水工が重要であることから、盛土内排水工の設置をマニュアルから政令への記載に変更するとともにメンテナンス性が良い施設の選定を追記</p>
(参考) 関係法令等における要求事項			
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の許可基準の運用について ・開発行為の許可基準の運用細則について ※見直し検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等を適切に排除する排水施設を設置 	※検討されている基準見直し内容も今後確認
土地改良法	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業計画技術基準（農道） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表水や地下水を適切に排除する管渠等を設置 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業計画技術基準（ほ場整備（水田）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔法尻における湧水処理 ・ほ場内の排水路等の設置 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業計画技術基準（農地地すべり防止対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土材料が細粒土の場合、暗渠等による地下水処理を検討 ・盛土法面の規模が大きくなる場合、小段排水路工、法面承水路工、排水路工を検討 	
砂防三法	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案） 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面水は開水路、浸透水伏流水のみ暗渠で処理 ・<u>溪床を埋め立てる場合必ず暗渠工を設置</u> 	<p>⇒マニュアル等への記載の要否を検討</p> <p>⇒マニュアル等への記載の要否を検討</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・新・斜面崩壊防止工事の設計と実例―急傾斜地崩壊防止工事技術指針― 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表水を急傾斜地外に排除できるように排水路を配置 ・地下水の排除を行う場合、暗渠排水路、ボーリング排水孔、集水井戸、排水トンネルを検討 	
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜地設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水や湧水等を適切に排除する排水工を設置 ・<u>太陽電池モジュールからの流出量を評価</u> 	⇒マニュアルへの記載を検討

土地の形質の変更の技術的基準（政令）（案）

たたき台

【崖面等の侵食防止】

	根拠	規定	備考
盛土規制法	政令	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁を設置しない崖面には芝張り等の措置 ・崖面以外の傾斜地の侵食防止 	宅地造成で想定されにくい崖面以外の傾斜地が多く生じる可能性があるため技術基準に記載
（参考）関係法令等における要求事項			
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の許可基準の運用について ・開発行為の許可基準の運用細則について ※見直し検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>侵食のおそれのある法面には法面保護の措置</u> ・<u>法面保護は植生（実播工、伏工、筋工、植栽工等）による保護が原則</u> ・<u>30度以上は可能な限り森林土壌を残し、擁壁・排水施設等を設置、表面侵食防止のための筋工、柵工、伏工等の措置（太陽光発電施設の場合）</u> 	⇒参酌し技術基準に反映 ⇒マニュアルへの記載を検討 ⇒マニュアルへの記載を検討 ※検討されている基準見直し内容も今後確認
土地改良法	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業計画技術基準（農道） ・土地改良事業計画技術基準（ほ場整備） ・土地改良事業計画技術基準（農地地すべり防止対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・植生工等の適当な工法で保護 	⇒マニュアルへの記載を検討
砂防三法	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案） 	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁を設置しない崖面には芝張り等の措置 ・湧水等を確認し必要に応じ擁壁工等を検討 ・法面末端が流れに接触する場合永久工作物で処理 	⇒マニュアル等への記載の要否を検討
	<ul style="list-style-type: none"> ・新・斜面崩壊防止工事の設計と実例―急傾斜地崩壊防止工事技術指針― 	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁を設置しない崖面には芝張り等の措置 	
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜地設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>洗掘や雨裂による土砂流出防止のため法面保護工による措置</u> 	⇒マニュアル等への記載の要否を検討

5 - 1 技術的基準

- ・土石の堆積（一時堆積）

5 - 1 技術的基準

- ・土地の形質の変更
- ・土石の堆積（一時堆積）

5 - 2 許可対象規模

5 - 3 中間検査の特定工程（フロー）

5 - 4 その他

土石の一時堆積の技術的基準（政令）（案）

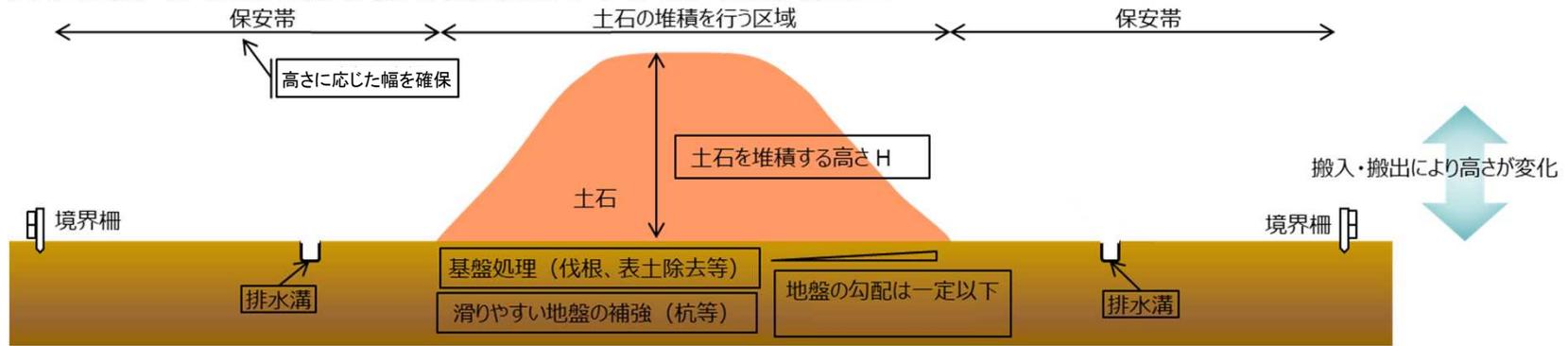
- **恒久物ではなく一時的な堆積※**であり、宅地造成や特定盛土等と性質が異なることから、**別の技術的基準**が必要。
- **地盤の勾配や、保安帯、高さ、盛土の勾配等の基準**により人家等への危害を防止。

項目	具体的な技術的基準
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none">・地盤についての適切な処理（滑りやすい地盤の補強、盛土基盤処理）・堆積する土地（保安帯を含む）の地盤の勾配は一定以下
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none">・（イ）～（二）のうち1以上による周辺の安全確保<ul style="list-style-type: none">（イ）法尻から計画最高高さに応じた幅の保安帯の設置（ロ）計画最高高さを一定以下、勾配を一定以下としたうえで、計画最高高さに応じた幅の保安帯の設置（ハ）保安帯を設けない場合、土留め工の設置（二）その他一時堆積する土石の土質等を踏まえ周辺に土砂が流出するおそれがないと認められる設計によるもの・境界柵の設置
地表水流出入防止措置	<ul style="list-style-type: none">・地表水等が周辺から流入、または周辺に流出しないよう措置

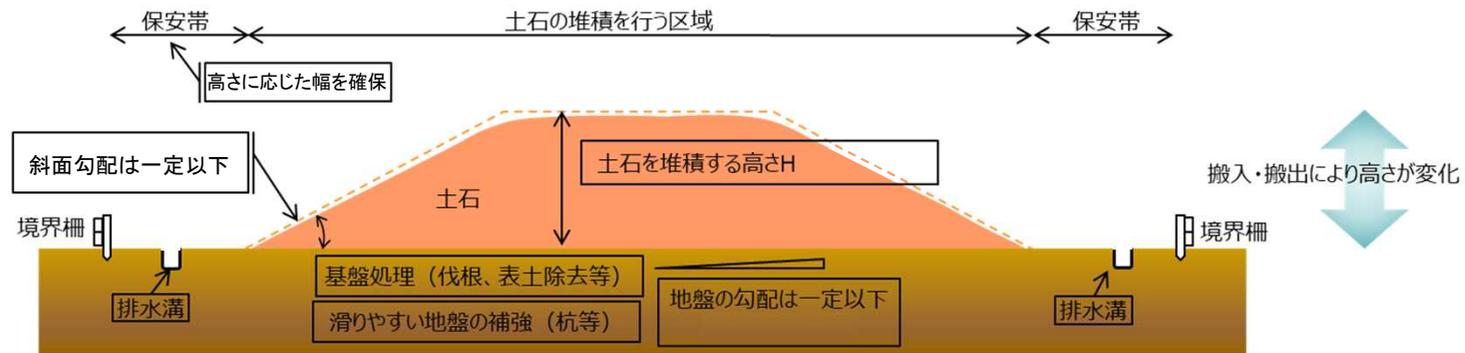
※一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

土石の一時堆積に関する技術的基準の概要（案）イメージ図

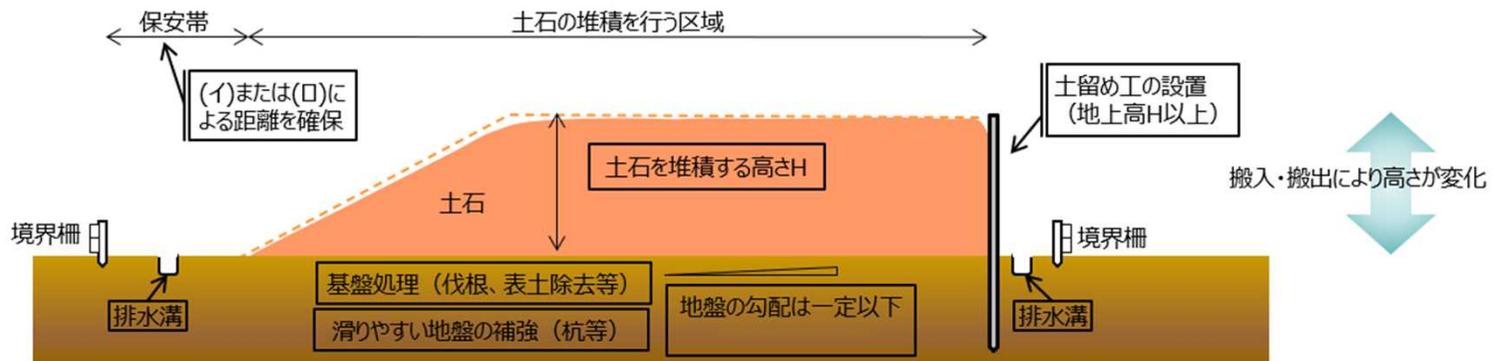
(イ) 法尻から計画最高高さに応じた幅の保安帯及び柵の設置



(ロ) 計画最高高さを一定以下、勾配を一定以下としたうえで、計画最高高さに応じた幅の保安帯及び柵の設置



(ハ) 保安帯を設けない場合、土留め工の設置



(二) その他一時堆積する土石の土質等を踏まえ周辺に土砂が流出するおそれがないと認められる設計によるもの

5 – 2 許可対象規模

5 – 1 技術的基準

- ・土地の形質の変更
- ・土石の堆積（一時堆積）

5 – 2 許可対象規模

5 – 3 中間検査の特定工程（フロー）

5 – 4 その他

<土地の形質変更（切土・盛土）>

- 宅地造成に限らず、**現行の宅地造成等規制法と同様の許可対象**とすることを想定。
- 一方、宅地造成以外の盛土については、**盛土により崖※を生じない場合**（地表面が水平面に対し30度以下）を考慮し、**盛土高さが一定程度を超えるものについても許可対象**とすることを想定。
- **特定盛土等規制区域は**、下方の人家等への土砂流出等による被害を防止する上で、人家等までの離隔距離や滑動崩落のリスクを考慮し、**宅地造成等工事規制区域における許可対象規模を超える盛土等を許可対象**とすることを想定。

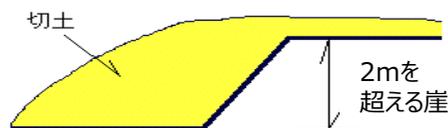
※ 崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

<土石の堆積（一時堆積）>

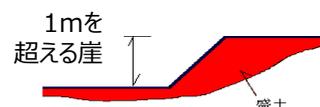
- **土地の形質変更と同等の面積規模を許可対象**とすることを想定。
- 許可要件にかからないよう許可対象面積以下とする形状での堆積が想定されるため、面積以外での規制が必要であるが、土量での規制は運用上現認が容易でない。また、**傾斜地での堆積を規制する必要があることから、最大堆積高さについて土地の形質変更と同様の考えを適用することが望ましい。**
- 一方で、最大堆積高さのみの規制では、本来規制する必要のない少量の土石の堆積も許可対象となりうることから、**一定の堆積土量を超える面積及び最大堆積高さを許可対象**とすることを想定。

【参考：宅地造成等規制法の許可対象】

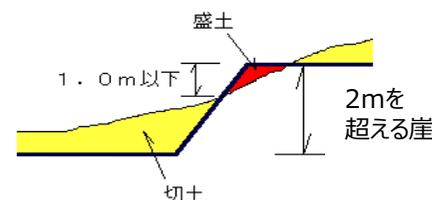
①切土で高さが**2m超**の崖を生ずるもの



②盛土で高さが**1m超**の崖を生ずるもの



③切土と盛土を同時に行って**2m超**の崖を生ずるもの



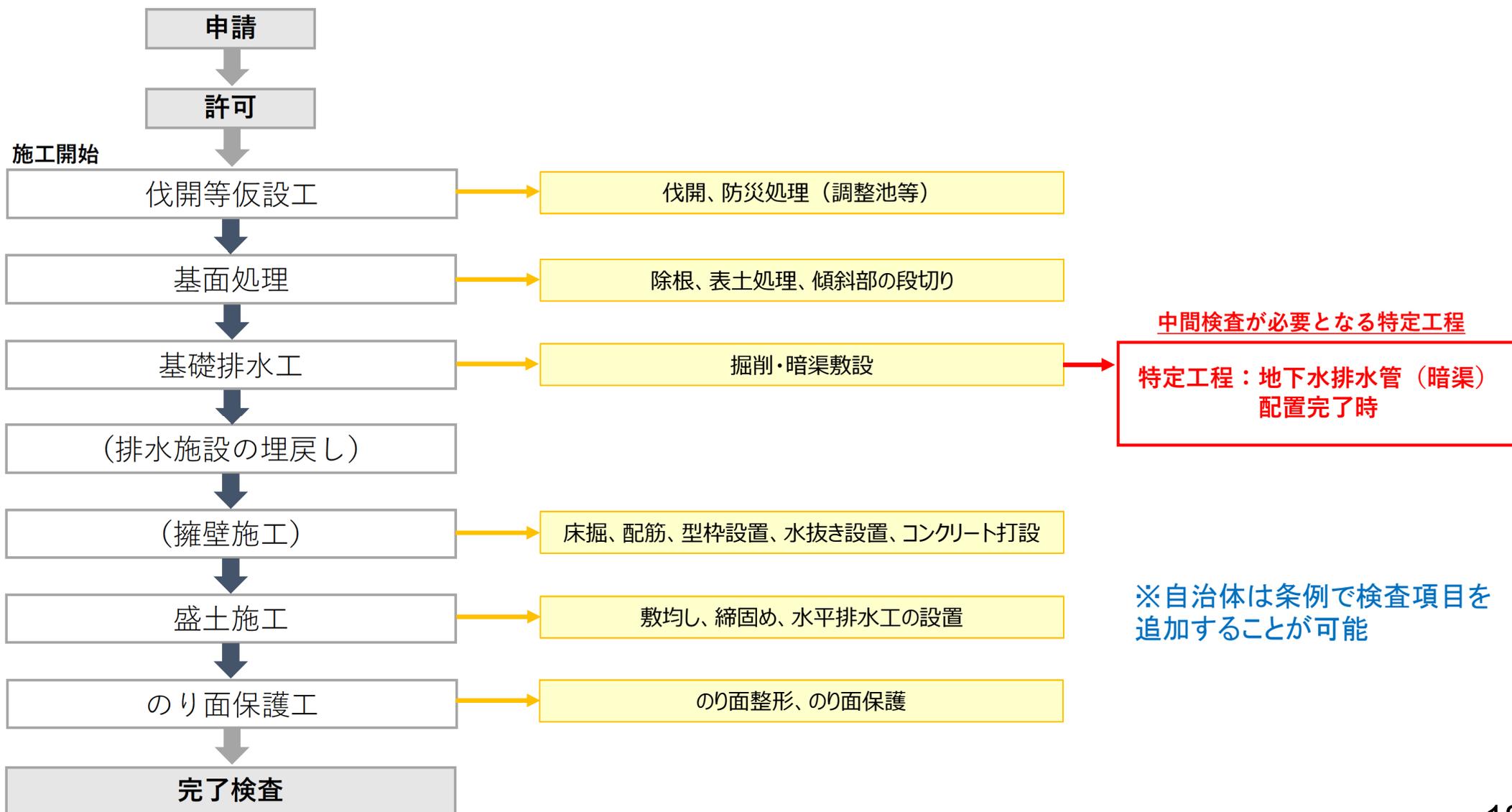
④切土又は盛土をする土地の面積が**500㎡超**となるもの

5 – 3 中間検査の特定工程（フロー）

- 5 – 1 技術的基準
 - ・土地の形質の変更
 - ・土石の堆積（一時堆積）
- 5 – 2 許可対象規模
- 5 – 3 中間検査の特定工程（フロー）
- 5 – 4 その他

中間検査の「特定工程」及び「特定工程後の工程」について

特定工程	特定工程後の工程	中間検査項目
地下水排水管（暗渠） 配置完了時	排水施設の埋戻し	排水施設 →地下水排水管（暗渠）の設置状況を確認 【自治体における中間検査実施率：10.8%】



中間検査の実施項目整理

各自治体における中間検査の主な項目

たたき台

各自治体における中間検査の主な項目 (盛土工事に関連する項目)	割合 (%)								
	全体	中間時 検査あり				中間時 検査なし			
		◎	●	○	計	■	□	◆	◇
排水施設の配置状況等	56.4%	3.4	6.7	0.7	10.8	14.8	2.0	26.8	2.0
傾斜地盤における基礎地盤の段切り等	30.9%	2.7	2.7	0.7	6.1	6.7	0	16.1	2.0
転圧回数、締固め状況等	24.8%	2.0	1.3	0	3.3	4.0	0	16.1	1.3
地盤改良の状況	10.1%	2.7	2.7	0	5.4	0	0	4.0	0.7
防災処置の確認	10.1%	2.0	2.0	0	4.0	0.7	0	4.7	0.7
基礎地盤の伐開・除根状況等	8.1%	0.7	0	0	0.7	0.7	0	5.4	1.3
土質の種類や強度特性等	6.7%	0.7	0.7	0	1.4	0.7	0	4.7	0
二次製品等の既設構造物状況	4.0%	0	0	0	0	0	0	4.0	0

● **排水施設については実施している自治体の割合が高く、重要視されている。**

● 盛土の崩壊に伴う災害を防止するうえでも、盛土内の水位上昇を抑える理由から、排水施設に対して中間検査を行うことが適当。

- 【 特定工程における検査項目 例 】
- 排水施設
 - 暗渠等の設置位置 (谷部へ設置されているか等)
 - 暗渠等の材料
 - 暗渠等の設置状況
 - 湧水や表流水の処理状況
 - 基面処理
 - 盛土基面の処理状況
 - 傾斜地盤における段切り状況
- 【中間検査規程状況について】
- ◆ 規程あり：93.5%
 - ◆ 規程なし：6.5%

※ 1 全国の都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市の149自治体を対象とし、自治体HPより確認可能な施行細則および開発許可の手引き等を参考とし整理を行っている。
 ※ 2 詳細な検査項目に関するヒアリング等は実施していない。

中間時に検査を実施しているケース

凡例	
◎	中間検査、工程に達した報告、工事状況の資料整備 (写真を含む)、立会
●	中間検査、工程に達した報告、工事状況の資料整備 (写真を含む)
○	中間検査、工程に達した報告
■	工程に達した報告、工事状況の資料整備 (写真を含む)
□	工程に達した報告
◆	工事状況の資料整備 (写真を含む)、資料の提出 ※完了検査時
◇	工事状況の資料整備 (写真を含む)

5 - 4 その他

- 5 - 1 技術的基準
 - ・土地の形質の変更
 - ・土石の堆積（一時堆積）
- 5 - 2 許可対象規模
- 5 - 3 中間検査の特定工程（フロー）
- 5 - 4 その他

- **新規に造成される盛土**について
 - **排水施設に関する事項を追記し、適切な施工により盛土内に間げき水圧が発生しない技術的基準とする**とともに、**地盤の液状化対策についてもマニュアルに記載**する。
- **既往盛土**について
 - 従来の宅地造成のみならず、道路等の様々な分野において、**盛土の液状化を取り扱う手法など、様々な安定解析手法が構築されている状況**。
 - 一方で、**盛土規制法で取り扱う盛土等は、その目的が多岐に渡り、材料や構造が異なることが想定される**。
 - また、盛土内に地下水が流入する場合には、森林の場の有する特性等により、複雑な経路を辿ることが推測されるが、地下水流入状況を正確に把握し、精度よく安定解析を行うためには、**綿密な観測**を実施する必要がある。
 - これらを踏まえ、個々の盛土の**特性に応じた安定解析手法**を適用する必要があるが、このためには更なる検討が必要。
- その他
 - 既往盛土の排水不良対策として、**盛土の検査や維持管理の強化が重要**。

- 「土地の形質の変更」について、技術的基準※¹に「盛土内排水工」と「崖面以外の傾斜地の侵食防止」を追加するほか、追加内容を引き続き検討する方針。 (P7～11)
→追加項目の妥当性、追加内容に関する所見、マニュアル※²に記載する事項
- 森林の場の有する特性(地形、地質、湧水等)が盛土等の安定性に及ぼす影響や、太陽光発電など様々な開発形態等の観点からの検討も必要である。 (P3,5)
→各位の知見に基づく助言、参考情報の提供
- 「土石の堆積」について、新たに「地盤の安全確保」、「周辺の安全確保」、「地表水流出入防止措置」を技術的基準として設ける方針。 (P13～14)
→記載項目の妥当性、記載内容に関する所見
- 中間検査は、施設の重要性や自治体の検査実施状況等を踏まえ、暗渠等排水施設工を対象とする方針。 (P18～19)
→検査対象の妥当性
- 盛土規制法で取り扱う既往盛土については、個々の盛土の特性に応じた安定解析手法を適用する必要があるが、このためには更なる検討が必要。 (P21)
→更なる検討の進め方に関する所見
- 盛土等の許可、検査、報告の対象行為の規模要件を検討した。 (P16)
→規模要件に関する所見

※1 技術的基準:政令の記載事項

※2 マニュアル:宅地防災マニュアル等